

設計の基準（太陽光発電設備等の設置を主目的とする土地開発事業）

区 分		設計の基準
1 森林・緑地	(1) 保全	森林の伐採は、最小限に留めるよう設計及び施工するものとし、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であって林地開発許可を要する場合には、その基準により一定の面積を保存すること。
	(2) 植樹	開発区域内の自然環境の保全及び植生の回復等を図るため、積極的な植樹に努めること。
	(3) 空地	3メートル以上の空地を開発区域の境界に沿ってその内側に配置すること。ただし、開発区域外にある公園、緑地又は河川等に隣接する部分については、空地の幅を減少させることができる。
2 防災	(1) 切土・盛土	ア 事業の施工については、自然の景観を損なわないよう努めるとともに自然の保全に努めること。 イ 土砂移動量（切土及び盛土の合計量）は、当該開発行為の目的を実施するために必要な最小限度のものとする。 ウ 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるとき、又は、がけ面が生ずるときは、安全を確保するための措置を講ずること。 エ 盛土をする場合は、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講ずること。 オ 著しく傾斜している土地に盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土との接する面がすべり面にならないように段切りその他の措置を講ずること。
	(2) 防災施設	開発区域内の造成に伴い、利水若しくは排水に支障をきたし、又は、土砂の流出、出水等の被害を及ぼすことのないよう、水文資料、地質、地形等を勘案して、適切な排水施設や擁壁等を設置し、防災に万全を期すこと。
	(3) 防火施設	消火栓又は防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。ただし、消防水利担当課と協議し設置不要と判断された場合は、この限りでない。

3 排水施設	(1) 設置	ア 雨水を放流する場合でその放流先の排水能力に支障あるときは、当該開発区域内において一時雨水を貯留する調整池又は雨水貯留浸透施設の設置を行うこと。 イ 調整池の設置については、茨城県が定めた「開発行為の技術基準」9(3)によること。 ウ 浸透施設の設置については、茨城県が定めた「茨城県の雨水浸透施設技術基準」によること。ただし、同基準第3条の規定に関わらず、浸透池の設置を認めるものとする。 エ 浸透施設を設置する場合における確率降雨強度は、開発面積5ヘクタール未満の場合は5年確率とし、開発面積5ヘクタール以上の場合は30年確率とすること。
	(2) 排水施設構造	ア 排水施設は、開発面積5ヘクタール以上の場合には、堅固で耐久力を有する構造であること。具体的には、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。 イ 排水施設は、道路及び他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けられていること。 ウ その他茨城県が定めた「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説」によること。
	(3) 浸透施設構造	茨城県が定めた「茨城県の雨水浸透施設技術基準」によること。
4 擁壁	(1) 設置・構造	擁壁の設置・構造については、茨城県が定めた「開発行為の技術基準」15によること。
	(2) 地表水の処理	切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が設けられていること。